

PTA 臨時総会(書面総会)のご案内

日頃より PTA 活動にご協力をいただきありがとうございます。

さて、実行委員会の議題に、兼ねてから懸念されている役員選出に伴う推薦委員の方々の負担、会長職の多忙な業務を緩和する手立てとして「**会長制**」を改め、「**代表制**」の案が挙がりました。PTA の見直しを図るべく、協議を重ね実行委員会決議の結果、全員の承認を得ましたので臨時総会を開催いたします。

なお、今回の臨時総会は、書面によって決議を行う、書面総会とします。HP の規約をお読みいただき、別紙「**表決書**」を連絡袋に入れて9月24日までにご提出ください。

つきましては、下記の臨時総会における決議の流れ等ご参照ください。

～PTA 規約の改正及び書面総会について～

◆決議の流れ

- 9月15日 議案書配付(9/15～9/22メールにて質問受付)
- 9月24日 表決書提出締切
- 9月27日以降 開票・集計・報告

◆規約の改正

現在の PTA 規約(第二章・組織)(第三章・役員)の【**会長・副会長**】を【**代表**】と改正する。
詳細は別紙の議案をご参照ください。

～代表制とは～

- ◎【**会長・副会長**】という役職ではなく【**代表**】という役職名にする。
- ◎推薦委員会による推薦活動も、【**代表3名・書記1～2名・会計1名**】で候補者を募集する。
◀例▶・役員からのお手紙やメール配信時の名前は代表3名の名前を明記する。(各委員会からのお知らせ等は担当代表役員の名前を明記)
・学校外の会議等、式典等祝辞も代表3名で分担。(会議毎に人員を選定し任期中は選定された者がその会議に出席する。)
- ◎代表3名で、仕事や家庭の状況等を調整しあい、お互いの得意分野を生かしながら、活動を進めていくことができる。
- ◎代表3名での連絡を今まで以上に密にし、書記と会計と情報を共有しながら活動していく。



2021年度 すすき野中学校 PTA 臨時総会書面表決書

保護者氏名 _____ (生徒氏名 年 組 _____)

※1家庭につき1枚ご提出ください。

1 号議案 第二章、第三章の一部改正（会長制から代表制の見直しに伴う規約改正）

現在の PTA 規約（第二章・組織）（第三章・役員）の【会長・副会長】を【代表】と改正する。

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>◆第二章（組織）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 7条 2 総会には定期総会と臨時総会があり、会長が招集する。 ● 8条 2 役員会は、原則として毎月1回会長が招集する。 ● 9条 3 実行委員会は原則として毎月1回会長が招集する。 <p>◆第三章（役員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 13条 (1)(2) 会長1名（父母より）副会長2名（父母より） ● 14条 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。 <li style="padding-left: 20px;">2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。 | <p>◆第二章（組織）</p> <p>→ 7, 8, 9条 代表が招集する。</p> <p>◆第三章（役員）</p> <p>→ 13条 (1)(2) 代表3名（父母より）</p> <p>→ 14条 1 代表3名は本会の会務を統括する。 2 代表3名は職務を分担し遂行する。</p> |

承認・否認のいずれかに○をつけてください。

※未記入および同議案への重複記入の場合は、該当議案につきましては無効票となります。

| |
|------------------------------------|
| 2021年度 規約の改正 <u>承認</u> ・ <u>否認</u> |
|------------------------------------|

ご意見等ございましたら下記へのご記入をお願いします。

9月24日提出期限